

すでに始まっています!
働き方改革

あなたの事業所に
専門家を
社会保険労務士
派遣します!

すべて
無料
です!

※ ご相談を受けて、あらためて改善策をご提案する
など原則3回まで訪問相談が可能です。

専門家(社会保険労務士)を
無料で事業所に派遣して
改正法により義務化された
ルールへの対応や、
人材確保のための労務改善などの相談
をお受けしています。



＼ まずは、お気軽にご連絡ください! ／



フリーダイヤル

0120-068-116

メールアドレス: hatarakikata@sr-osaka.jp

対応日時: 平日 午前9時～午後5時まで(水曜日のみ午後6時まで)



詳細はWEBでご覧いただけます。

<http://sr-hatarakikata.jp/>

携帯電話のご利用マナーにご協力ください。



〒530-0043 大阪市北区天満2-1-30
大阪府社会保険労務士会館5階